総務常任委員会関係

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表 第1条関係

現

(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)

第2条 一略一

 $2 \sim 4$ 一略一

に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。以 下「一般職給与条例」という。) の適用を受け る職員(以下「一般職の職員」という。)の例 による。ただし、一般職給与条例第20条第2項 中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員 の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合 を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した 額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の 165」とする。

(知事等の給与及び旅費)

第3条 一略一

2 一略一

職の職員の例による。ただし、一般職給与条例 第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは 「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の 165」とする。

4 一略一

(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)

第2条 一略一

 $2 \sim 4$ 一略一

5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与 5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与 に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。以 下「一般職給与条例」という。) の適用を受け る職員(以下「一般職の職員」という。)の例 による。ただし、一般職給与条例第20条第2項 中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員 の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合 を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した 額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の 165」と、「100分の127.5」とあるのは「100分 の175」とする。

(知事等の給与及び旅費)

第3条 一略一

一略一

3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般 3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般 職の職員の例による。ただし、一般職給与条例 第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは 「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の 割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した 割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した 額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の」額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の 165」と、「100分の127.5」とあるのは「100分 の175」とする。

第2条関係

現 行 改正案

(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)

第2条 一略一

 $2 \sim 4$ 一略一

に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。以 下「一般職給与条例」という。)の適用を受け る職員(以下「一般職の職員」という。)の例 による。ただし、一般職給与条例第20条第2項 中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員 の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合 を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した (議会の議員の議員報酬・費用弁償等)

第2条 一略一

 $2 \sim 4$ 一略一

5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与 5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与 に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。以 下「一般職給与条例」という。)の適用を受け る職員(以下「一般職の職員」という。)の例 による。ただし、一般職給与条例第20条第2項 中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員 の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合 を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した 額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の」額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」 165 と、「100分の127.5」とあるのは「100分」とする。 の175」とする。

(知事等の給与及び旅費)

第3条 一略一

- 2 一略一
- 第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは 「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の 165」と、「100分の127.5」とあるのは「100分 <u>の175</u>」とする。

4 一略一

(知事等の給与及び旅費)

第3条 一略一

2 一略一

3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般 3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般 職の職員の例による。ただし、一般職給与条例 職の職員の例による。ただし、一般職給与条例 第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは 「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の 割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した 割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した 額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の 額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」 とする。

-略-

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)新旧対照表

第1条関係(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

現 行 正 案

(初任給調整手当)

第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げ第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げ る職に新たに採用された職員等に当該各号に定 める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第 2号に掲げる職に係るものにあつては採用の目 から35年以内、第3号に掲げる職に係るものに あつては採用の日から15年以内、第4号に掲げ る職に係るものにあつては採用の日から5年以 内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げ る職に係るものにあつては、採用後人事委員会 規則で定める期間を経過した日)から1年を経 過するごとにその額を減じて、支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の 職のうち採用による欠員の補充が困難である と認められる職で人事委員会規則で定めるも の 月額 415,600円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要 とし、かつ、採用による欠員の補充が困難で あると認められる職(前号に掲げる職を除 く。) で人事委員会規則で定めるもの 月額 51,100円
- (3)及び(4) 一略一
- 2及び3 一略一

(期末手当)

第20条 一略一

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に 122.5(行政職給料表の適用を受ける職員等でそ の職務の級が7級以上であるもの並びに同表以 外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務 の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する もの(これらの職員等のうち、人事委員会規則 で定める職員等を除く。第21条第2項において 「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100</u> 分の102.5) を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ 一略一

(初任給調整手当)

- る職に新たに採用された職員等に当該各号に定 める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第 2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日 から35年以内、第3号に掲げる職に係るものに あつては採用の日から15年以内、第4号に掲げ る職に係るものにあつては採用の日から5年以 内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げ る職に係るものにあつては、採用後人事委員会 規則で定める期間を経過した日)から1年を経 過するごとにその額を減じて、支給する。
- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の 職のうち採用による欠員の補充が困難である と認められる職で人事委員会規則で定めるも の 月額 416,600円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要 とし、かつ、採用による欠員の補充が困難で あると認められる職(前号に掲げる職を除 く。) で人事委員会規則で定めるもの 月額 51,600円
- (3)及び(4) -略-
- 2及び3 一略一

(期末手当)

第20条 一略一

支給する場合には100分の122.5、12月に支給す る場合には100分の127.5を乗じて得た額(行政 職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級 が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料 表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困 難及び責任の度等がこれに相当するもの(これ らの職員等のうち、人事委員会規則で定める職 員等を除く。第21条第2項において「特定幹部 職員」という。) にあつては、6月に支給する 場合には100分の102.5、12月に支給する場合に は100分の107.5を乗じて得た額) に、基準日以 前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ 一略一

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の3 規定の適用については、同項中「100分の122.5」 とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」 とあるのは「100分の58.75」とする。

 $4 \sim 6$ 一略一

(勤勉手当)

第21条 一略一

- 者が人事委員会の定める基準に従つて定める割 合を乗じて得た額とする。この場合において、 任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に 所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの 総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて はならない。
 - (1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手 当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日 現在(退職し、又は死亡した職員等にあつて は、退職し、又は死亡した日現在。次項にお いて同じ。) において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額を加算した額に100分の100 (特定幹部職員 にあつては、100分の120) <u>を乗じて</u>得た額の 総額
 - (2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員 の勤勉手当基礎額に100分の48.75 (特定幹部 職員にあつては、100分の58.75) を乗じて得 た額の総額

 $3 \sim 5$ 一略一

(寒冷地手当)

等の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員等 のうち、扶養親族(第11条第1項の扶養親族を 等にあつては17,800円、その他の世帯主である 職員等にあつては10,200円とし、その他の職員 等にあつては7,360円とする。

定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「100分の122.5」 とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」 とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」 とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」 とあるのは「100分の61.25」とする。

 $4 \sim 6$ 一略一

(勤勉手当)

第21条 一略一

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権 者が人事委員会の定める基準に従つて定める割 合を乗じて得た額とする。この場合において、 任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に 所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの 総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて はならない。
 - (1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手 当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日 現在(退職し、又は死亡した職員等にあつて は、退職し、又は死亡した日現在。次項にお いて同じ。) において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額を加算した額に、6月に支給する場合には 100分の100 (特定幹部職員にあつては、100 分の120)、12月に支給する場合には100分の 110 (特定幹部職員にあつては、100分の130) を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員 の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合に は100分の48.75 (特定幹部職員にあつては、 100分の58.75) 、12月に支給する場合には100 分の51.25 (特定幹部職員にあつては、100分 の61.25) を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ 一略一 (寒冷地手当)

第23条 寒冷地手当の額は、基準日における職員|第23条 寒冷地手当の額は、基準日における職員 等の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員等 のうち、扶養親族(第11条第1項の扶養親族を いう。以下この条において同じ。)のある職員 いう。以下この条において同じ。)のある職員 等にあつては19,800円、その他の世帯主である 職員等にあつては11,400円とし、その他の職員 等にあつては8,200円とする。

2~4 -略-別表第1~別表第6 -略- 行

改正 案

(期末手当)

第20条 一略一

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の 支給する場合には100分の122.5、12月に支給す る場合には100分の127.5を乗じて得た額(行政 職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級 が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料 表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困 難及び責任の度等がこれに相当するもの(これ らの職員等のうち、人事委員会規則で定める職 員等を除く。第21条第2項において「特定幹部 職員」という。)にあつては、6月に支給する 場合には100分の102.5、12月に支給する場合に は100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以 前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim (4)$ 一略一

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の3 規定の適用については、同項中「100分の122.5」 とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」 とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」 とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」 とあるのは「100分の61.25」とする。

 $4 \sim 6$ 一略一

(勤勉手当)

第21条 一略一

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権 者が人事委員会の定める基準に従つて定める割 合を乗じて得た額とする。この場合において、 任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に 所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの 総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて はならない。
 - (1)前項の職員等のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉 手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつ ては、退職し、又は死亡した日現在。次項に おいて同じ。) において受けるべき扶養手当 の月額及びこれに対する地域手当の月額の合 計額を加算した額に、6月に支給する場合に

(期末手当) 第20条 一略一

125(行政職給料表の適用を受ける職員等でその 職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外 の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の 複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するも の(これらの職員等のうち、人事委員会規則で 定める職員等を除く。第21条第2項において「特 定幹部職員 | という。) にあつては、100分の105) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期 間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて 得た額とする。

 $(1)\sim (4)$ 一略一

定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「100分の125」 とあるのは「100分の70」と、「100分の105」と あるのは「100分の60」とする。

 $4 \sim 6$ 一略一 (勤勉手当)

第21条 一略一

- 者が人事委員会の定める基準に従つて定める割 合を乗じて得た額とする。この場合において、 任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に 所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの 総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて はならない。
- (1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手 当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日 現在(退職し、又は死亡した職員等にあつて は、退職し、又は死亡した日現在。次項にお いて同じ。) において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額を加算した額に100分の105 (特定幹部職員

は100分の100(特定幹部職員にあつては、100 分の120)、12月に支給する場合には100分の 110 (特定幹部職員にあつては、100分の130) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員 の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合に は100分の48.75 (特定幹部職員にあつては、 100分の58.75)、12月に支給する場合には100 分の51.25 (特定幹部職員にあつては、100分 の61.25) を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ 一略一

にあつては、100分の125)を乗じて得た額の 総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員 の勤勉手当基礎額に100分の50(特定幹部職員 にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総

 $3 \sim 5$ 一略一

第3条関係(一般職の任期付職員の採田竿に関する条例の一部改正)

第 5 未因が (る未内の 即以正)
	現 行	改正案
	(給与に関する特例等)	(給与に関する特例等)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて 採用された職員等(地方公営企業等の労働関係 に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第 4号に規定する職員(以下「企業職員」という。) を除く。以下「特定任期付職員」という。)に は、次の給料表を適用する。

<u> </u>	<u>給料月額</u>
	<u>円</u>
1	<u>387, 000</u>
<u>2</u>	<u>435, 000</u>
<u>3</u>	486,000
4	549,000
<u>5</u>	<u>627, 000</u>
<u>6</u>	<u>732, 000</u>
<u>7</u>	<u>855, 000</u>

 $2 \sim 5$ 一略一 第5条 一略一

2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3 項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、 第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用 については、給与条例第10条第3項中「第1項 の規定により人事委員会で指定する職にある 者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等 に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以 下「任期付職員条例」という。)第4条第1項 の給料表の適用を受ける職員等(以下「特定任 3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」

採用された職員等(地方公営企業等の労働関係 に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第 4号に規定する職員(以下「企業職員」という。) を除く。以下「特定任期付職員」という。)に は、次の給料表を適用する。

<u> </u>	<u>給料月額</u>
	<u>円</u>
1	<u>398, 000</u>
2	446, 000
3	<u>499, 000</u>
4	<u>563, 000</u>
<u>5</u>	643, 000
<u>6</u>	<u>751, 000</u>
7	<u>877, 000</u>

 $2 \sim 5$ 一略一 第5条 一略一

項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、 第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用 については、給与条例第10条第3項中「第1項 の規定により人事委員会で指定する職にある 者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等 に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以 下「任期付職員条例」という。)第4条第1項 の給料表の適用を受ける職員等(以下「特定任 期付職員」という。)」と、給与条例第12条の 期付職員」という。)」と、給与条例第12条の 3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」

とあるのは「特定任期付職員(医療業務に従事 する者で人事委員会の定めるものに限る。)」 と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員等 の職のうち人事委員会規則で指定するものにあ る職員等(次項において「管理職員」という。)」 とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員 等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同 条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任 期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは 「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第 2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の 167.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」 とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4 条の規定」とする。

とあるのは「特定任期付職員(医療業務に従事 する者で人事委員会の定めるものに限る。)」 と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員等 の職のうち人事委員会規則で指定するものにあ る職員等(次項において「管理職員」という。)」 とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員 等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同 条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任 期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは 「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第 2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の 167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100 分の177.5」と、給与条例第28条第1項中「この 条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条 例第4条の規定」とする。

第4条関係(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

	24 / = 1111 / 111 / 1
現 行	改正案
(給与に関する特例等)	(給与に関する特例等)

第5条 第1号任期付研究員(地方公営企業等の)第5条 第1号任期付研究員(地方公営企業等の 労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号) 第3条第4号に規定する職員(以下「企業職員」 という。)を除く。以下この条、次条及び第8 条において同じ。)には、次の給料表を適用す

号給 給料月額 409,000 470,000 2 3 532,000 614,000 4 5 714,000 815,000

2 第2号任期付研究員(企業職員を除く。以下 2 第2号任期付研究員(企業職員を除くを)を 2 第2号任期付研究員(企業職員を)を 2 第2号任期付研究員(企業職員を)を)を 2 第2号任期付 この条及び次条において同じ。)には、次の給 料表を適用する。

<u> </u>	<u>給料月額</u>
	<u>円</u>
<u>1</u>	342,000
2	<u>378, 000</u>
3	405,000

 $3 \sim 6$ 一略一 第6条 一略一

労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号) 第3条第4号に規定する職員(以下「企業職員」 という。)を除く。以下この条、次条及び第8 条において同じ。)には、次の給料表を適用す る。

<u> </u>	給料月額
	<u>円</u>
<u>1</u>	420,000
2	<u>482, 000</u>
<u>3</u>	<u>546, 000</u>
4	<u>630, 000</u>
<u>5</u>	<u>733, 000</u>
<u>6</u>	<u>836, 000</u>

この条及び次条において同じ。)には、次の給 料表を適用する。

<u> </u>	<u> </u>	<u>給料月額</u>	
			<u>円</u>
	1		<u>351, 000</u>
	2		387,000
	3		416,000

 $3 \sim 6$ 一略一 第6条 一略一

- 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員2 に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第 1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第 1項の規定の適用については、給与条例第10条 第3項中「第1項の規定により人事委員会で指 定する職にある者」とあるのは「一般職の任期 付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月 県条例第7号。以下「任期付研究員条例」とい う。) 第5条第1項の給料表の適用を受ける職 員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条 第1項に規定する管理又は監督の地位にある職 員等の職のうち人事委員会規則で指定するもの にある職員等(次項において「管理職員」とい う。)」とあるのは「任期付研究員条例第5条 第1項に規定する第1号任期付研究員(以下こ の項及び次項において「第1号任期付研究員」 という。)」と、「当該職員等」とあるのは「当 該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管 理職員が | とあるのは「第1号任期付研究員が | と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号 任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100 分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、給 与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは 「この条例及び任期付研究員条例第5条の規 定」とする。
 - 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員 に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第 1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第 1項の規定の適用については、給与条例第10条 第3項中「第1項の規定により人事委員会で指 定する職にある者」とあるのは「一般職の任期 付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月 県条例第7号。以下「任期付研究員条例」とい う。)第5条第1項の給料表の適用を受ける職 員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条 第1項に規定する管理又は監督の地位にある職 員等の職のうち人事委員会規則で指定するもの にある職員等(次項において「管理職員」とい う。)」とあるのは「任期付研究員条例第5条 第1項に規定する第1号任期付研究員(以下こ の項及び次項において「第1号任期付研究員」 という。)」と、「当該職員等」とあるのは「当 該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管 理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」 と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号 任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100 分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100 分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、給 与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは 「この条例及び任期付研究員条例第5条の規 定」とする。

第5条関係(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

現 行

(給与に関する特例等)

第6条 一略一

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員 に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第 1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第 1項の規定の適用については、給与条例第10条 第3項中「第1項の規定により人事委員会で指 定する職にある者」とあるのは「一般職の任期 付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月 県条例第7号。以下「任期付研究員条例」とい う。)第5条第1項の給料表の適用を受ける職 員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条 第1項に規定する管理又は監督の地位にある職 員等の職のうち人事委員会規則で指定するもの にある職員等(次項において「管理職員」とい

(給与に関する特例等)

第6条 一略一

に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第 1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第 1項の規定の適用については、給与条例第10条 第3項中「第1項の規定により人事委員会で指 定する職にある者」とあるのは「一般職の任期 付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月 県条例第7号。以下「任期付研究員条例」とい う。)第5条第1項の給料表の適用を受ける職 員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条 第1項に規定する管理又は監督の地位にある職 員等の職のうち人事委員会規則で指定するもの にある職員等(次項において「管理職員」とい う。)」とあるのは「任期付研究員条例第5条 第1項に規定する第1号任期付研究員(以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」 という。)」と、「当該職員等」とあるのは「当 該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管 理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」 と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号 任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100 分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100 分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、給 与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは 「この条例及び任期付研究員条例第5条の規 定」とする。

う。)」とあるのは「任期付研究員条例第5条 第1項に規定する第1号任期付研究員(以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」 という。)」と、「当該職員等」とあるのは「当 該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管 理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」 と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号 任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100 分の125」とあるのは「100分の172.5」と、給与 条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「こ の条例及び任期付研究員条例第5条の規定」と する。